

## 平成25年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月13日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年12月13日 午前8時58分 委員長宣告

### 4. 審査事項

#### 審査事件名

議案第66号 可児市子どもいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

議案第68号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 区域外における公の施設の設置に関する協議について

#### 報告事項

1. 農業集落排水事業（今負担区）の公共下水道接続に伴う受益者負担金等の条例改正について
2. 可児市青少年問題協議会設置条例の廃止について
3. 可児市社会教育委員条例の改正について
4. 「可児市男女共同参画プラン2018」の中間見直しに関するパブリックコメントの実施について
5. 「（仮）可児市再生可能エネルギー戦略」の策定について
6. 可児市いじめ防止基本方針の策定に関する諮問について
7. 市立図書館雑誌オーナー制度について
8. 市民課業務の民間委託について
9. 消費税引き上げに伴う可児駅自転車駐車場の利用料金改定（案）について

#### 協議事項

1. 空き家の適正管理に関する条例について

### 5. 出席委員（7名）

委員長	澤野伸	副委員長	野呂和久
委員	亀谷光	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	佐伯哲也
委員	伊藤英生		

### 6. 欠席委員 なし

### 7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長 片桐厚司 水道部長 西田清美

建設部長	西山博文	建設部次長兼 用地課長	樋口孝男
土木課長	丹羽克爾	建築指導課長	三好英隆
人づくり課長	瀬瀬新吾	生涯学習文化室長	小栗正好
環境課長	高野志郎	図書館長	神戸洋二
市民課長	豊吉常晃	下水道課長	村瀬良造

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高木伸二	議会事務局 議会総務課長	松倉良典
議会事務局 書記	村田陽子	議会事務局 書記	熊澤秀彦

○委員長（澤野 伸君） おはようございます。

ただいまから、建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第66号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（片桐厚司君） おはようございます。

議案第66号につきましては、議案の資料1の23ページ、そして資料番号4の説明書につきましては、2ページのほうをお願いいたします。

なお、この説明につきましては、委員会資料ナンバー1のほうを用意しておりますので、ナンバー1のほうに基づきまして担当の人づくり課長のほうから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） それでは、議案第66号と、それから本日の資料1のほうを見ながらの御説明とさせていただきます。

まず、本日の資料1でございます。

改正の趣旨ですけれども、いじめ防止対策推進法が施行されまして、それに関連して条例に規定しておりますいじめの定義、対象とする子供や学校の範囲の見直しを行うとともに、いじめ問題対策連絡協議会という関係機関や団体の連携のための組織の設置を規定する。それから、法律等に基づいて、市長が重大事態に関する調査を行うということがございますが、それに関連して、いじめ防止専門委員会に調査を行わせることができること、またそのために必要な委員の委嘱ができるということをあわせて改正するというものでございます。

具体的には、主な改正内容にありますように、条例第2条第1号いじめの定義ですが、これについては法律の規定に準ずる形で定義を改めております。インターネットを通じて行われるものなどを含むということも含めて、国の法律に準じております。

第2号の子どもの定義ですけれども、従来の小・中学生に加えまして、高校生を追加しております。

次に、学校の定義でございますが、今回市立学校とその他の学校の2つに区分をいたしました。その他の学校については、具体的には県立の高校、それから私立の小学校・中学校・高校が市内にはございまして、それらが該当いたします。これは、いじめ防止対策推進法において学校の設置者や学校の責務、取り組みといったものが明確に規定をされたために、市の条例では可児市立の学校とそれ以外を区分するというものでございます。

次に、新しい第8条の第1項・第2項の関連でございますが、いじめ問題対策連絡協議会の設置でございます。これは、関連する機関や団体の連携を図るために設置するものでございまして、この協議会の構成員や会議の出席者には守秘義務を課すといった内容を規定しております。

次に、新しい第13条の関係でございます。こちらでは、まず第2項におきまして、法律の第28条第1項の調査、これは重大事態と言われるいじめが発生したときに、教育委員会または学校が行う調査と並行して市長が調査を行う。あるいは、法律の第30条の第2項、これは教育委員会または学校が調査をした結果についての調査を市長が行うことができるといった規定がございます。そうした並行して行う調査、それから再調査といったものについていじめ防止専門委員会に行わせることができるといったことを規定するものでございます。

続きまして、資料1の裏に行きまして、新しい第14条の第3項と第5項でございますが、今申し上げましたいじめ防止専門委員会が調査を行う場合に、現在は定数が5人以内となっておりますが、新たに3人以内を必要なケースごとに委員に委嘱することができる。この委嘱された委員については、その調査の終了まで、任期も限定をして行うものでございます。これは現在のいじめ防止専門委員会には、弁護士や臨床心理士、発達障害の専門家や児童福祉司といった専門家を委嘱しておりますが、重大事態とされるいじめの事案では、例えば精神科医であったり、あるいは別の心理の専門家であったりと、現在の委員とは別の専門家を入れる必要がある場合などを想定して、こういった規定を設けるものでございます。

最後、第17条のところ、その他の学校等への協力要請でございますが、今回、学校を市立学校とその他の学校に区分をいたしました、その他の学校の設置者や学校に対して、いじめ防止に関連して市長が協力要請をできるといった規定を新たに設けるものでございます。

この条例は、可決をされましたら公布の日から施行という形で進めたいと考えております。パブリックコメントを行いましたけれども、意見の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより、議案第66号についての質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。よろしく願いいたします。

それでは、質問。

○委員（富田牧子君） これに関してというか、この条例と関連することですけれども、各自治体でいじめ防止基本方針というのをつくらなきゃいけないということになっているような気がしましたが、そのことはどうなっているのかということと、もう1点は、国でこういう法律が通りましたので、これまで可児市が独自に、いじめ問題では市単独でいろいろ行ってきた、専門員を置いてきたとか、そういうことですけれども、実際にはこうしたものの人件費負担は、今後はどういうふうになるのかということをお聞きします。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） いじめ防止基本方針につきましては、本日報告事項の6番目でございますが、市としては、このいじめ防止基本方針をつくるということで現在進めております。また、そこで御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、2つ目の市独自の、現在ですといじめ防止専門委員会のような第三者機関を設けておりますが、それに関連する人件費の財源という意味でよろしいでしょうか。平成25年度から文部科学省の補助金で外部の専門家などを活用した取り組みについては補助制度がで

きまして、委員の報酬等について補助率が3分の1ということで補助がつく制度がありますので、それをいただける予定でございます。以上です。

○委員（富田牧子君） それだけですか、お金がいただける話は、ほかにはもっとついていないですか、細かく。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 現在の補助制度は、それでございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑のある方。

○委員（川合敏己君） 私もちょっと条例に関連してということになるんですけども、このいじめ問題対策連絡協議会というのは、共和中学校に関しても同じように、こういう連絡協議会のもとに管理されていくことになるのかということ、ちょっとひとつ伺いたいです。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） まず、この条例で設置するいじめ問題対策連絡協議会については、可児市立の学校が対象になるというふうに考えております。共和中学校については、可児市御嵩町中学校組合が設置者でありますので、そこでこういった連絡協議会を設置されるかどうかの御判断をされるものと思います。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

前にも、もしかしたら委員会の中で出ていたのかもしれませんが、第12条にいじめ防止専門委員会の設置ということで、可児市が独自で設けているものがございます。基本的に、可児市の子供たちが市長に調査してくれという、もしくは話を持ってきたときに、こちらの専門委員会が市長の命で直接的に機能していくことになるのかどうかということ、教えてください。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 可児市内に住む小・中学生、それから今度の改正で高校生まで含まれますが、可児市に住む子供たちが、いじめについて相談したいという訴えがあれば、このいじめ防止専門委員会が対応をいたします。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑のある方。

○副委員長（野呂和久君） 先ほど、川合委員が質問されましたいじめ問題対策連絡協議会ですが、法律上は、御説明のときには努力義務というふうに御説明をいただきましたが、これは設置しますということで条例化しましたので、これはまず可児市の場合は設置をするということで、まず確認をしたいのですが。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） おっしゃるとおり、設置をいたします。

○副委員長（野呂和久君） このいじめ防止専門委員会といじめ問題対策連絡協議会の役割というのがちょっとわかりにくいので、これは基本的にはいじめ防止専門委員会が実際の現場の対応とかいろんな支援とか問題解決に向けて動きながら、このいじめ問題対策連絡協議会というのはどういう役割をされるのでしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） まずいじめ防止専門委員会は、通報や相談のあったいじめへの対処、調査をしたり助言や支援をしたりするという役割でございます。いじめ問題対策連絡協議会は、このいじめ防止専門委員会も含めまして、関係する機関、子ども相談センター、警察署、法務局、学校や教育委員会、そういった関係する機関、あるいは団体が情報交換を

して、いじめへの対処について協力して動いていくと、そのために連絡し、協議をする場と  
いうことでございます。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑は。

○委員（富田牧子君） 第12条のところなんですけれども、ページ数でいうと25ページなんです  
が、議案の。ここに第11条が第12条になっているわけですけど、前のところは通報または  
相談というふうに書いてありますけど、今回、通報、相談等と書いてある。この「等」につ  
いては、どういうことが含まれるんでしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） これは、今まではいじめられた子供などからの通報や相談と  
いうことでございましたけれども、今回法律ができ、重大事態について市長がいじめ防止専  
門委員会に調査をさせることができるという規定を設けましたので、いわゆる一般的な通報  
や相談があったものとは違う、市長として重大事態の調査が必要だというケースの調査に当  
たるために、通報や相談に限らない等という形で今回の改正をいたしております。

○委員（富田牧子君） それは市長だけなんですか。言われる意味はわかりましたけど、そう  
いうふうにちょっと調査したらどうですかというふうに言えるのは、この条例では市長だけ  
ということですか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 先ほど、新しい第13条の第2項のところ御説明しましたよ  
うな調査について、専門委員会に行わせることができるというのは市長でございますが、こ  
のいじめの相談や通報については、いじめの当事者だけではなくて、例えばそういった状況  
を見られた市民の方からの御連絡もいただいておりますので、そういったものに基づいて専  
門委員会が調査をすることもあります。したがって、そういう意味では幅広く情報をいただ  
いて必要な対応をしておりますので、重大事態に関連しては市長ということになっておりま  
すが、それ以外でいじめの調査についての情報をいただければ、専門委員会として動いてい  
くこととなります。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑はよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより、議案第66号 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例  
の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第66号については、原案のとおり可決すべきものと決  
定いたしました。

次に、議案第68号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題

といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部長（西山博文君） おはようございます。

それでは、議案第68号の可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の説明でございますが、まず資料ナンバー1の議案のほうの30ページ、そして資料ナンバー4の議案説明書のほうの3ページをお開き願いたいと思います。

説明のほうは、ナンバー4の議案説明書のほうでちょっと読み上げさせていただきますので、よろしく願いいたします。

3ページの議案第68号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてということで上の段のほうにございますが、まず改正の趣旨でございますが、これは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名が改正されたことに伴いまして、本市の市営住宅管理条例を改正するものでございます。

主な改正の内容といたしましては、引用している法律の題名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改めるということでございます。「保護」のところが「保護等」という言葉が入ったということなんです、この法律の中で。

補足説明は、担当課長のほうからさせますのでよろしく願いいたします。

○建築指導課長（三好英隆君） おはようございます。

資料ナンバー1の議案の31ページを見ていただきますと、今、部長が言いましたように、市営住宅管理条例の第5条の第1項の2号のクのところ、法律の名称が入っておりますので「保護」という言葉の最後に「等」という言葉が今回追加されております。

この法律につきましては、平成26年1月3日の施行の法律になっております。

あと、あわせて記号がアラビア数字から条例の整合性をとるために片仮名に今回改正をしております。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） これより、議案第68号についての質疑を行います。

質疑のある方。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もありませんようですので、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第68号 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第68号については、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

次に、議案第72号 区域外における公の施設の設置に関する協議についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部長（西山博文君） それでは、議案第72号でございますが、資料ナンバー1の35ページをお開きください。それから、資料ナンバー4の4ページをお開き願いたいと思います。説明につきましては、資料ナンバー4のほうをもちまして説明しますので、よろしくお願いたします。

これは、市域外の多治見市に本市の市道を設置するために、多治見市との協議をするに当たりまして議会の議決が必要だということで、地方自治法に基づきまして、今回協議をさせていただくものでございます。

場所は、市道43号ということで、旭小学校からちょうど下切駅のほうへおりていく道路なんですけど、ここの道路を改良するところで、可児市の市道の延長が一部多治見市に入るといふことで今回の案件でございます。よろしくお願いたします。

資料ナンバーは、お手元にあります図面6を見ていただきたいと思います。ここに、ちょうど区域外施工箇所というところがあると思いますが、お手元でございますでしょうか。場所はここに当たります。よろしくお願いたします。

○委員長（澤野 伸君） これより、議案第72号についての質疑を行います。

質疑のある方。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより、議案第72号 区域外における公の施設の設置に関する協議についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第72号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成については、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

ここで、9時30分まで休憩とさせていただきます。



なお、これ以降は協議事項に入りますので、関係部課長のみ残っていただき、それ以外の方は御退席いただいて結構でございますので、ありがとうございました。お疲れさまでした。

休憩 午前9時22分

再開 午前9時31分

○委員長（澤野 伸君） 会議を再開いたします。

次に、報告事項1. 農業集落排水事業（今負担区）の公共下水道接続に伴う受益者負担金等の条例改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○下水道課長（村瀬良造君） よろしくお願ひいたします。

では、報告事項の1. 農業集落排水事業（今負担区）の公共下水道接続に伴う受益者負担金等の条例改正についてを、資料2を中心に御報告をさせていただきたいと思ひます。

まず、概要なんですけど、今浄化センターの老朽化及び処理能力不足の解消のため、汚水処理を木曾川右岸流域下水道、いわゆる公共下水道に切りかえることに伴ひまして、関係条例の改正を考へております。つきましては、その概要について御報告をさせていただきます。

まず、改正の方針なんですけど、これにつきましては、農業集落今地区の汚水処理区域内であったエリアの受益者負担金の取り扱ひは今までどおりとするという基本方針を立てております。そして、汚水処理区域外であったエリアについては、公共下水道の処理区域外に合わせるというこの2つを基本方針としております。

改正をする必要があります関係条例といたしましては、1つには可児市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の中から今浄化センターを削除いたします。続きまして、可児市農業集落排水事業分担金徴収条例がございますが、この中の負担区から今負担区を削除いたします。そして、さらに可児市公共下水道事業受益者負担金等徴収条例の中の負担区に今負担区を加えます。そして、可児市公共下水道等処理区域外流入分担金徴収条例、この農業集落排水処理施設の区分から今処理区を削除いたします。さらに、可児市下水道条例を改正いたしまして、農業集落排水事業における今での処分、手続、その他の行為、それまでになされていた行為なんですけど、これにつきましては下水道条例によりなされたものとする経過措置を設けます。

そして、その施行日は平成26年4月1日を予定しております。

主な概要は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方。よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、ここで水道部の方は退席していただいて結構でございます。ありがとうございました。

次に、協議事項2. 可児市青少年問題協議会設置条例の廃止についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（瀨織新吾君） それでは、本日の委員会資料ナンバー3をお願いいたします。

可児市青少年問題協議会設置条例につきましては、この根拠法令にあります地方青少年問題協議会法の、市町村にこの協議会を置くことができるという規定に基づいて青少年育成等に関する施策の審議や関係機関との連絡調整を図る協議会の設置について定めた条例で、昭和34年に施行されたものでございます。

資料の裏側に条例をつけておりますが、6条からなります短い条例でございます。

表に戻っていただきまして、真ん中あたりのところで見直しとありますけれども、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というものが公布されまして、来年の4月から施行されるんですけれども、ここの中で、この青少年問題協議会の会長や委員に関する規定を削除して、地方の自主性に任せるというような改正がなされることになりました。今回この法律の改正を受けて、市の条例改正を検討する中で実態を調査しましたところ、青少年問題協議会は、少なくとも平成11年度以降会議の開催ですとか、委員の委嘱をしているということを確認ができませんでした。そこで、廃止の理由にございますが、本市の青少年育成に関しましては可児市少年センターと可児市青少年育成市民会議の2つの組織がございます。そこに記載してありますとおり、少年の非行や健全育成にかかわる機関や団体、また自治会、青少年育成にかかわる市民の皆さんなどが構成をする組織で少年の補導や指導、少年問題への対応、あるいは青少年の健全育成に関する運動方針の決定ですとか、地域での取り組み、関係機関と協力した啓発活動なども既に行っております。この条例にあります青少年問題協議会の機能は、実質的に可児市少年センターと可児市青少年育成市民会議が担っておりますことから、法律も改正されることとございますし、条例を廃止したいというふうに考えております。

来年の3月議会に廃止条例案を上程させていただきたいので、よろしく願いをいたします。以上です。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を求めます。よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次に移らせていただきます。

報告事項3. 可児市社会教育委員条例の改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○生涯学習文化室長（小栗正好君） それでは、可児市社会教育委員条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

資料ナンバー4をお願いいたします。

今回の改正の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法によりまして、社会教育法が一部改正されました。これまで、同法に定められていました社会教育委員の委嘱に係る基

準が、文部科学省で定める基準を参酌して市の条例で定めることになったため、条例を改正していくものでございます。

条例の考え方といたしまして、今回文部科学省から示されました参酌基準を検討しまして、社会教育委員の職務を遂行するために必要かつ十分な基準であるということで、当該基準どおり定めるというものでございます。

施行日につきましては、来年の4月1日、今後のスケジュールとしましては、法令審査会を経て3月の議会に条例案を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

[挙手する者なし]

発言もありませんので、協議事項4に移らせていただきます。

「可児市男女共同参画プラン2018」の中間見直しに関するパブリックコメントの実施についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 本日の委員会資料ナンバー5と別冊で男女共同参画プラン2018後期計画の案がございます。概要のほう、資料を使って説明をさせていただきたいと思っております。

まず、男女共同参画プラン2018でございますが、今回見直しとそれから後期計画の策定の趣旨でございます。

この男女共同参画プラン2018は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として平成21年に策定をしたものでございます。平成25年度が中間年に当たりますことから見直しを行い、後期計画として策定をしたいと考えております。

このプランの位置づけですけれども、可児市の男女共同参画社会づくり条例第4条に基づく男女共同参画の推進に関する基本計画に位置づけられたものでございます。

今回の主な変更点については、後ほど説明をさせていただきます、この後期の計画期間としては、平成26年度から平成30年度までの5カ年を予定しております。

1枚めくっていただきまして、計画の基本理念と体系とございますが、基本理念としております「“だれもが輝く男女共同参画のまち・可児”をめざして」については、継承いたします。

次に基本目標ですが、6つの基本目標を掲げております。1から4については男女共同参画プラン2018を踏襲してございまして、5番目の男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援につきましては、従来この基本目標の1番と4番に入っておったものから抜き出しをして、高齢期の生活に関すること、それから健康づくりに関することを1つの基本目標として取り出しております。6つ目の男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）と

ありますが、これについては、男女共同参画プラン2018では1番のところに入れておりましたが、これを取り出しまして、DV対策基本計画の位置づけをして、このプランの中に盛り込むというものにしております。

3ページに参りまして、基本目標の1としましては、人権の尊重と男女共同参画社会の実現に向けた意識改革ということで、主に啓発についての取り組みを盛り込んでおります。ここにありますように、目指す姿を設け、取り組みにつきましては、それぞれ内容に応じて市民等、あるいは啓発ですので教育・保育関係者、事業者、それから地域といったような取り組みを位置づけ、市としての取り組みについては施策の方針ということで、そこにありますような形で取りまとめをさせていただいております。

同様に、4ページ以降、基本目標の2としては、政策や方針決定の場での男女共同参画というので、政策決定などにおける女性の参画などについて位置づけた内容としております。

基本目標の3は、男女が働きやすい環境の整備ということで、ワーク・ライフ・バランスを初めとした取り組みを位置づけをしております。

5ページに参りまして、基本目標の4として、家庭と地域生活における男女共同参画の実践ということで、それぞれ家庭内、それから地域活動において男女がともに取り組むといったことについて盛り込んでおります。

6ページに参りまして、基本目標の5. 男女が心身ともに健康で自立した生涯を送る支援ということでございますが、これは新たに基本目標としては、高齢社会の対応ということも含めて一つの基本目標にいたしました。内容的には前期の内容を踏襲する内容でございます。

7ページに参りまして、基本目標の6. 男女間の暴力の防止と被害者の支援（DV対策基本計画）という形で、これは新たにこのプランの中にDV対策基本計画が盛り込まれるという形をとっております。内容的には、施策の方針の2つ目にありますようなデートDVの防止に向けた教育の推進ですとか、1つ飛んで4つ目の二次的被害の防止といったような内容が従来の計画にプラスして盛り込んでおります。

7として、総合的な推進体制の整備ということで、これは可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例に基づき設置された審議会等々によって推進をしていくということ。進捗状況の点検、評価、公開については、従来どおり年度ごとに点検し、公表していくというようなこと。それから3番目の協働による推進ということで、市民、事業者等と連携を図りながら進めていくということについては、従来のプランと同じような取り組み内容となっております。

このほかの計画書のほうには、計画書を見ていただきますと、先ほど説明しました6ページ、7ページのところにプランの体系ということで概要版の2ページの内容が詳しく体系図として載せております。

それから、めくっていただきまして、8ページ、9ページにはプランの目標・指標ということで、後期には24項目の目標・指標を掲げております。その状況について説明をしており

ます。

それから、従来にはなかったんですが、1枚めくっていただいて10ページでございますが、目標ではなくて参考指標という形で状況の推移を見守るための指標を新たに設けております。

計画書の54ページを見ていただきますと、用語解説といたしまして54ページから58ページまでは、この計画に載っておる用語の中で特にわかりにくいものなどを中心に説明を加えておりますし、59ページからは男女共同参画に関する市民意識調査を行いました。特にこの計画に関連したデータということで抜粋をして掲載いたしております。

このパブリックコメントにつきましては、今月16日から1月10日までをパブリックコメントの期間として実施をいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この計画書でいうと8ページになると思うんですけど、今の到達段階というのが余りはっきりわからないわけですね。今の到達段階がどれぐらいだから後期はこういうふうにするよというふうなところがなかなか見えてこないんじゃないかなというふうに思うんです。これをいただいたのが本当に直前だったので、私も前と比較してどうだったのかというのがなかなか読めなかったんで、そういうちょっと自分も反省点はあるんですけど、それにしても、本当にこういう見直しということは、前期でどれぐらいできたから、で、ここが不十分だから後期ではさらにやりますよということがきちっとわかるようにしないと、私は、これパブリックコメントで読んでくださいよと言われても、なかなかだめだというふうに思うんですね。

それともう1つ、パブリックコメントの時期が悪すぎますよね。12月16日から1月10日まででは女性は大変忙しい。とてもそういうんで実際にパブリックコメントに参加してもらえるのか、してもらえなかったら残念ですけど、してもらえるか考えているのかなということをおもいましたが、どういう設定でこのような期間になったんですか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） まず、到達点ということでございますが、先ほど計画書の8ページと9ページに目標・指標などを載せております。中間年の目標値を掲げていたものがありまして、その中でその目標を達成していないものが4つございました。基本目標の2番のところ、(1)にあります女性委員のいない審議会等の割合ということで、中間年の目標は20%になっておりましたが、これは平成24年度の段階で23.2%でございました。これについては、現在女性市民委員候補者の登録制度を設けて女性の委員をふやしていくという取り組みを進めておりますが、引き続きそういった取り組みをしながら女性委員のいない審議会等の解消を目指すということはこのプランの後期の中でも位置づけをしております。

それから、2つ目がその下にあります市の管理職における女性の割合ということで、中間年の目標は5%でございましたが、4.4%でございまして、これについても、女性職員の職域の拡大や能力や意識を高めるような研修を実施するとともに、管理職の候補者の育成や能

力に応じて管理職への登用をすると、そういったことをこのプランの中に位置づけております。

それから真ん中あたり、基本目標の3の(2)の子育て世代における女性の労働力率というものも中間の目標がございまして、65%でございましたが、直近の平成22年の国勢調査の値で63.1%という値でございました。なかなか市の取り組み、行政施策でふやしていくということが容易でない面はございますが、やはり男女ともに働きやすい職場環境をつくる、そういった事業者の取り組みを促進するとともに、やはり仕事と家事や育児、介護の両立ができるようなサービスの充実であったり、そういったサービスや休業制度などの利用促進につながる情報提供を進めるといったことを後期のプランにも盛り込んでおります。

4つ目のものが、下の方にあります基本目標5の指標であります。市の乳がん、子宮頸がん検診の受診率でございます。中間年の目標が20%以上ということでございました。この目標については最終目標、平成30年度の目標も20%以上という同じ値になっておりましたが、平成24年度の値として乳がん検診が18.7%で、子宮頸がんが16.7%ということでございます。引き続き検診の普及啓発と受診体制の整備を進めて、受診を促すといったような取り組みをこのプランの中に位置づけておりますが、そういった状況でございました。

それから、パブリックコメントの時期については、年末年始を挟むということでございます。それで、このパブリックコメントの期間は20日間を設定しておりますが、年末年始の部分、6日間を、今回期間を少し長い期間で設定をさせていただいておりますが、今後の参考にさせていただきたいと思っております。済みません。

○委員（富田牧子君） 特に、パブリックコメントも最近ほとんど答えがありませんよね。何を投げかけても本当に皆さんに御意見を聞きたいというのであれば、もうちょっといろいろ考えなきゃいけないことがあると思います。本当に、時期もそうだし、これ見て何か答えたいと余り思わないですよ、はっきり言って8ページもよくわからない数字ばかり並んでいるので、もっともっと見やすい形にして、本当に今こうなんですけど、新たにこういう策を立てますけど、御意見を伺いたいというふうで、資料より本文のところをもっと見やすくしていただかないと、なかなか意見を言うにも取っかかりがないような感じがしますね、私としては。そういうことを思いましたので、もうちょっと工夫をしてくださいということです。

それから、済みません、もう1個。何で5番を新たに入れたんですか。これが「だれもが輝く男女共同参画のまち・可児」で、どうして5番だけ新たに入れる必要があったんでしょうか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 従来1番の意識改革、啓発に関するようなことや、4番の家庭や地域生活における男女共同参画の中に入っております。高齢社会を迎えているということや、それから、これから健康という面が非常に重要になってくるということから、新たに1番と4番にあったものを抜き出したということでございます。

○市民部長（片桐厚司君） 御意見ありがとうございます。この計画につきましては、策定委

員の市民の方、それから学識経験者を入れて、皆さんでつくってきていただいたという経緯の中でパブリックコメントの方向に向かっておるわけですが、今富田議員が言われたような部分も、本当にけんけんがくがく協議していただきまして、特に8ページにありますところの基準値であったり、近似値、それから最終目標値であったりという部分は非常に議論をしていただいて、9ページにはその目標設定の考え方、中間年での見直しの数値の達成度等も考慮しながら、できるだけ見ていただいて御理解いただけるようにというような形で御意見をいただいて、皆さんに工夫というか、御意見をいただいて整理してきたつもりでありますので、今富田議員から言われた部分については、再度また皆様にも、策定委員の方にもお話をさせていただいて、また御意見も伺いながら完成させてまいりたいと思います。

また、パブリックコメントにつきましては、この男女共同参画プランに限らず、いろんな計画をパブリックコメントにかけますけれども、一般的な傾向として私どもも捉えておるところでございまして、これは、この計画のみならず、パブリックコメントを市から全体、やっぱり全庁的に協議する必要があるかなという、そんな思いで参考意見としてお伺いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（富田牧子君） 私、5番は大事なことだとは思いますが、結局のところ数値目標が、例えば市の乳がん検診とか子宮がん検診の受診率がどうだこうだと、結局は女性だけのことを言っておるじゃないというふうなところで、もっともっと男女がというふうに、高齢期を安心して暮らせる環境づくりという、そういうテーマになっておりますのでもっと突っ込んで、男の人だって生活習慣病予防とかいろいろ書いてありますよね、だからその数値目標もきちっと入れてもらうということが本当は大切ではないでしょうか。女性だけの部分だけでこういうことを、5番を起こした以上、もう少し幅広くちゃんと男女がという、そこを計画の中で数値目標を決めるなり何なりしてやっていただきたいと。女性だけに偏っているというところがはっきり言って、何となく私としては不愉快です。男もちゃんとしなきゃいけないんだから、そういうことを思いましたので言わせていただきました。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） 成人病予防については、男女共通のものでございますが、ここではとりわけその女性特有の疾病とかそういったことについて、このプランの中では大切であるということを書いております。男女ともに成人病予防については、市の健康づくりのプランとかそちらになるのかなあというふうにも考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） よろしいですか。

他に御発言はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に報告事項5. 「(仮) 可児市再生可能エネルギー戦略」の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（高野志郎君） それでは、資料番号6番、概要と、それから仮称可児市再生可能

エネルギー戦略案と、それから資料編ということできょう出させていただきます。概要のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

概要版の裏面をちょっと見ていただきたいと思いますが、裏面の中段あたり、平成24年度の再生可能エネルギー研究会ということで昨年度事業提案を募集したところ、事業提案が出てきましたということが書いてあります。これについては、本編の13ページの後にプロジェクト事業編というところにその中身をうたっておりますけど、今回の戦略につきましては、昨年行った事業提案をもう一回整理して取り組みをしたというのがこの戦略の中身ということで御理解をいただければいいのかなと思っています。

それでは、表の概要のほうに戻ってください。あわせて、戦略の案のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、戦略の背景と目的ということで、1番の震災による地域分散型の電源の必要性、それからFITの制度によるもの、市内で再生可能エネルギーに取り組む事業者の存在というところです。これが、この戦略の中の1ページから3ページのところに背景ということで書かせていただいております。

次に、再生可能エネルギーとはということであらわしております。これについては、本編の4ページから7ページということで、再生エネルギーはどのようなものかというものをここにうたわせていただいております。そうした中で本編の5ページを見ていただきますと、資料編ともあわせてごらんいただくことが必要かと思うんです。とりあえずこの中で、太陽光発電とバイオマス発電、一般廃棄物とそれからバイオマス熱利用のところが◎になっていて、太陽光とバイオマスが可児市では優位ということであらわさせていただきます。

次に、国や県の再生可能エネルギーの取り組みという構成で、これは8ページから9ページ、今の国の取り組み、それから9ページでは県の取り組みということで整理をさせていただきます。

次に、可児市での再生可能エネルギー事業における着眼点と、この概要版では書いてありますけど、本編では10ページから11ページというふうになっております。実は、この戦略については職員のところでもいろいろ議論をさせていただきながら、文言も、今でもまだ若干直すところがあって、そんな中であって、あと外部の懇談会でも意見もいただいている中で、若干その文言的には今も変えつつありますので、ちょっと概要版とこの本編の10ページのその辺の着眼点という部分が、言葉が若干違いますが、感覚的にはこういう感じでやらせていただいております。10ページから11ページで、地域の資源の特性を生かしたエネルギーの利用、それから地域での民間活力を生かした産学官の連携、それと地域で新たな地域活性化への展開と、地域で循環する展開をしていくということで構成をしております。

最後に、まとめ的に12ページから13ページで、可児市の今後の方向性ということでここであらわしております。若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちづくりの創造ということで戦略のほうをまとめさせていただいているというものです。これにつきましては、先ほどお話ししましたとおり、職員のところでも10回ほどいろんな議論をさせてもらいながらこの戦略を



練り上げ、さらには当初予算でも御説明申し上げましたとおり、懇談会ということでこの案についていろんな意見をいただく会を設けさせていただきながら、その中でいろんな意見をいただいて、今作成をさせていただいておるといことです。ほぼこれで大体、まだ文言的に若干違和感があるところはあるかもしれませんが。それはまた御指摘をいただければいいと思いますけど、そういったことで今やらせていただいています。

あわせて、これが一応12月には完成というか、大体案を出させていただきまして、その後市民の方にパブリックコメント的なものもちょっとやりたいというふうに考えております。

中身的には、そういったことで今作成をさせていただいておるといことですので、お願いをいたします。以上であります。

○委員長（澤野 伸君） これより質疑を求めますが。

○委員（佐伯哲也君） ちょっと私、以前からいろいろ話をさせてもらっておることなんですが、再生可能エネルギーで今学校の屋根貸しだとかいろんなことで実績がいろいろあるとは思いますが、私が見ると、比較的可児市は1住民、市民一人一人への取り組みというのは非常に薄いように感じておるんですね。例えば、太陽光の各家庭の設置に対する補助金だとか、ずうっと今まで可児市はなかったわけなので、こういう取り組みをいろいろやっていくことは非常にいいことだと思いますけれども、どうも市民感覚からすると、非常に雲の上の事業のような気がしてならないので、もうちょっと市民に近いところ、例えば今の太陽光パネルの設置の補助金云々だけではないんですけど、例えば地域によっては携帯電話だとか、ああいうパソコン等を回収して、そこから都市鉱山じゃないですけども、そういうものを行政が集めて何か活性化するようなことがあったりしますので、そういう市民一人一人が参加できるような活動というのは、今後何も考えてみえないんでしょうか。

○環境課長（高野志郎君） 太陽光の補助金につきましては、従来からいろいろうちのほうも議論しておるんですけども、今度の太陽光のところ特に資料編のところ、いろいろ見ていただきますと、可児市の場合、太陽光とバイオマスという位置づけをさせてもらって、太陽光については、補助金関係をいろいろ議論させていただきましたけど、太陽光も地域によって、賦存量とか可採量がだいぶ違うんです。例えば、兼山の住民の方が太陽光の設置ができるかという、なかなか採算性にも合わないということで、そういった地域性が実は物すごく多いんですね、太陽光パネルというのは。そういうことも含めて、補助金制度はちょっと見送っているところも実はあります。そういった理由からもありますし、それから太陽光というのはかなり高額な設置費用が必要という話もありますので、そういった方に補助金を出すのはどうかという部分もあって、今のところ可児市としては補助金を出していないというのが現状であります。

それから、先ほど小型家電の都市鉱山という話、この前一般質問もありましたとおり、実は2月から小型家電のリサイクルということで一度実証をやろうと、どんな量が出てきて、どんなものが出てくるかという実証をさせていただきながらやろうということで計画をさせております。レアメタル的な、今いいですか、レアメタルの話でいいですよ。今ささゆり

クリーンパークのほうで、その辺のレアメタルの関係はあそこが溶融して売却をしておるといふ部分も実はあります。それも踏まえながら、うちの市としてその辺の小型家電的なレアメタルを、鉱山資源というのをどうやって集めて実証していくかというのを今検討しているところです。

○委員（佐伯哲也君） ありがとうございます。

太陽光の各家庭の件に関しては、日本全国フラットな土地なんかないので、どの地域でも同じ問題は抱えておると思うんです。ですから、太陽光だけに限ったことじゃなくて、例えば地域性を生かした風力だとか、あと例えば兼山のほうだったら小水力、そういうものに対する、その地域に対する補助金のようなものを出したりとか、方法はいろいろあると思いますので、また市民一人一人がちょっと参加しやすいようなものをまた考えていただけたらと思います。回答は結構です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

○委員（富田牧子君） このいただいた資料の案のところの17ページなんですけど、その説明のところ、バイオマス発電事業のところ、PPP事業の可能性を秘めていると考えるというふうに書いてあるんですけど、具体的にはどういうイメージなんでしょうか、これは。

○環境課長（高野志郎君） それはちょっと確認します。済みません。

○委員長（澤野 伸君） では、後ほどということをお願いします。

○委員（富田牧子君） ここがわからないと、じゃあこの事業は今後、どういうふうに進めていくのかという、それが見えてこないんですよ。一生懸命検討していただいていることはわかっているんですけど、もう2年にわたって検討をして、じゃあ平成26年度はどうするのかということを知りたいんですが、ここにPPPと書いてあると一体どういう事業なのかなど。

○市民部長（片桐厚司君） PPPの内容については、今課長がちょっと確認に行っておりますので、少しお時間いただければと思いますけれども、このバイオマスにつきましては、御存じのとおり昨年、市内のある企業から提案をいただいて、長野県の安曇野市でしたか、NEDOが補助しておる施設を、これは乾式という形で生ごみだけを別に袋をつくって、集めて、生ごみと紙をもって、紙をある程度入れないとメタンガスがうまく取れないということで、紙を生ごみにまぜながら入れて実証実験でやっておりました。実際にそのガスを使って発電もしておりまして、そのガスを今度は精製してガス会社に売るといった試験もやっておりました。そういったことが今後、新エネルギーというより、あわせて可児市でいうとやっぱりごみ処理ですね、燃やすことはやはりダイオキシンとかいろんな問題で今塩河のほうで御協力をいただいて燃やしておるんですが、今後は動きとして、生ごみを資源としてガスを取り出して焼却して発電をする、売電をするとか、いろんな形で今検討を企業がし、場合によっては地方自治体が導入しようという動きが実際にあります。方式として乾式と湿式という方法が実はございまして、湿式のほうは、その前に大阪のほうでも実はもう試験されて、まだ事業化になっておりませんが、先般ちょっと視察させていただいたところでも既に実験が

始まっておりまして、それについては湿式という形でガスを発生させた後の同じように生ごみを水とまぜて発酵させるわけなんですけど、今度その水を処理するのに大きな処理プラントが要するという、そういった形で乾式も湿式も技術的にはほぼ実用化もできておりますけれども、大きな課題が両方あるということがあります。可児市でいうと、その湿式ではなくて乾式の御提案を受けておりますけれども、研究すると、すればするほどいい面と課題がすぐ見えてきまして、ささゆりクリーンパークを建設して15年たちましたけれども、県内の下呂であったりとか、隣の犬山ですとか、岐阜のほうでも今焼却場をつくるということは、10年やってきてもまだ地域の方の反対でできないという状況もございますので、私どもとしてもこうした提案を受けて、エネルギーの必要性というものは皆さんわかっていただいておりますから、こういったことを研究して、一つの考え方としては、今から研究することによって、市民の方と一緒に考えて、ささゆりクリーンパークの代替ということもあるでしょうし、それよりも早くコストの面とか廃棄物の処理及び清掃に関する法律の点がうまくクリアできれば、エネルギーを取り出すことができるということで、この計画書で今後も研究を進めるということをしきりと位置づけながら、もっともっと市民の方と一緒に職員も勉強して情報をつかんだり、今後の実現性に向けてより具体的に検討する必要があるというふうに考えてきたという、そんなところです。

ちょっと、PPPについて説明します。

○環境課長（高野志郎君） 済みません。資料編の37ページにこの用語集を入れてありますんで、PPPいわゆるパブリックプライベートパートナーシップですね、公共と民間が協働して工業生産を行うという事業が進められるという意味であります。最後のほうに用語集をずつつけさせていただいておりますんで、ごらんいただきたいと思います。

○委員（富田牧子君） そのPPPはわかるんだけど、可児市でいったら具体的にどんなふうになるのかという、そのイメージを私は聞きたかったんですけど、言葉の解釈というよりは、実は、これは澤野委員長と私は前からこの委員会なので、富山市に行ったんですね、環境モデル都市富山ということで。ここに、既にそういうふうなことがあるので、これと比べてどういうふうなのかなということが知りたいということなんですよね。実際には、富山でメタンガスでやっている生ごみ及び剪定枝のリサイクル施設がありましたよね、そうやってメモが書いてあるんだけど、そういうところで実際にはもうやっているところも本当にあって、さっきも見に行ったということもあるのに、まだ平成26年度も検討なのかなあと思って、もうちょっと具体的にイメージがあって進んでいかないのかと思ってお聞きをしておるわけですけど。

○環境課長（高野志郎君） 今のバイオマスにつきましては、あわせて今年度可児市として導入可能性調査を行いたいと思っています。例えば、今の社会情勢の整理とか、廃棄物の状況とか、そういうやつも踏まえながら、まず導入できるかという、その辺の調査を今後進めさせていただいて、それに基づいて進む方向でいきたいと考えております。

○市民部長（片桐厚司君） 資源エネルギーという観点と、それからごみ処理という視点と両

方あります。一般的にはごみ処理という、そちらのほうが切り口となって今は進んでおるといことで、可児市にとっては非常に課題が多い。その課題の幾つかを上げますと、可児市は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいてささゆりクリーンパークをつくらせていただいておりますけれども、国の多額な補助を得て、40年という計画でつくっております。それから、その中から、例えば生ごみだけを取り出して市民の方に分別していただいでやろうと思ひますと、別の袋が必要になります。それから別の収集が必要になりますので、経費が誰が考えても2回回らなあかんですから、倍まではならなくても倍近くなると思ひますし、それから乾式でやろうという、湿式ですと水処理プラントが非常に大きなものが要るといことから考えると、乾式が適当であらうと思ひますけれども、乾式の場合は生ごみプラス先ほど言ひましたメタンガスをうまく調整するために紙類をある一定程度入れなくてはいけないう、または木くずが必要だそうですが、そういった分類の問題が要るといこと。それからあわせて、全てこのプラントで処理できるわけではないもんですから、当然ささゆりクリーンパークとかなかなか燃やす施設も当然維持しなければならぬとい経費面の問題、それからもう1つは、このバイオマスを活用したときの後の残渣をどうするかと。残渣については、方法としてはRDSといひますか、固めて乾燥して燃料にする方法とか、再度またささゆりクリーンパークのほうで焼却施設で燃やす方法とか幾つか考えられますけれども、そういったトータルでの経費面、これを十分検討しなくてはならぬといことまございすし、規模であつたり資金の問題であつたり、まだまだ実際に実証してみえるところは、いろんな背景があると思ひますけれども、家畜のふんとか下水の汚泥の処理が困つたとか、それから生ごみと合わせてやってみえるとか、いろんな背景の中で採算性もあわせてそちらを選択してみえて、小規模なものもあると思ひますけれども、可児市に当てはめた場合、まだまだ技術的な面、いい御提案をいただいでおりますけれども、課題が非常に多いといことで、ただし今後の生ごみの処理、そういったものは当然この方向に向かうんじゃないかとい部分まございすので、今後とも課題を一つずつ検討させていただきます、勉強させていただきますと大変ありがたいとい、そんな考え方でおります。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、次に移らせていただきます。

報告事項6. 可児市いじめ防止基本方針の策定に関する諮問についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（瀨瀬新吾君） 委員会資料のナンバー7をお願いします。

いじめ防止基本方針につきましては、10月に国の基本方針が示されました。本日ちょっとお配りさせていただいた概要の資料まございすが、この国の基本方針を参考にして、市の基本方針をつくるという予定でおります。11月に開催されましたいじめ防止専門委員会に、策定について諮問をしたところで現在案を作成しております。

今後のスケジュールとしましては、1月中旬に市の基本方針の案をつくりまして、その後

パブリックコメント手続に付したいと思っております。その後、2月の下旬に専門委員会から答申を受けて、2月の末、もしくは3月の初旬に市としての基本方針を決めたいというふうに考えております。あと、これに並行しまして、学校のいじめ防止基本方針もつくることになっております。こちらについては、3月中に作成をするということで、現在準備を進めておるところです。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、質疑を求めたいと思いますが。

○委員（富田牧子君） 今、学校についてはそれぞれでつくるんですかね、3月中にということですけど、このいじめ防止専門委員会が可児市のいじめ防止基本方針をつくるということですが、この中に学校の関係の人はどれぐらいいますか。

○人づくり課長（瀬瀬新吾君） いじめ防止専門委員会には学校の関係者はおりませんが、現在この市の基本方針の案については、教育委員会事務局と協働して案の作成に当たっております、素案をつくった段階などで教育委員会、教育委員にも御説明して協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に質疑、発言ある方。よろしいですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次に移らせていただきます。

報告事項7. 市立図書館雑誌オーナー制度についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○図書館長（神戸洋二君） それでは、資料ナンバー8に基づきまして、説明をさせていただきます。

可児市立図書館では、平成26年4月から雑誌オーナー制度を開始する準備を進めておりますので御報告をさせていただきます。

まず、オーナー制度の概要でございますけれども、これは事業者または個人の方に雑誌のオーナーとなっていただきまして、図書館の本館と分館の雑誌の確保と充実を図ることを目的として開始する制度でございます。

雑誌のオーナーとなりたい方は、原則図書館が現在購入している約200冊の雑誌のリストの中から雑誌を選定していただきまして、販売店からその雑誌を購入しまして、図書館へ寄贈をしていただくということで計画をしております。

雑誌につきましては、資料の後ろについておりますリストがございますけれども、ざっと全リストが載せてございますが、この中からそれぞれ選んでいただくというふうに考えております。

購入代金につきましては、オーナーの方が直接販売店または書店へ支払いをしていただきまして、雑誌につきましては、書店とか販売店から直接図書館のほうに搬入をしていただきます。

図書館は、その雑誌に、最新号にカバーをつけます。こういった雑誌の最新号にカバーを

つけているわけですが、その外にもう1つカバーをつけることになります。こういったカバーをつけて、雑誌のコーナーに配架をしております。

寄贈の期間につきましては、4月開始で約1年ということで考えております。1年ずつ更新をしていただきたいというふうに考えております。

この雑誌オーナー制度につきましては、全国各地の図書館で徐々に始まっておりまして、県内では岐阜県図書館、それから各務原市の図書館、土岐市の図書館など4館が既に開始をしております。

この制度による事業主のメリットといたしましては、1日400人から800人が来館する図書館の開館時間中に、安価に広告が出せるということでございます。例えば、新聞折り込みでございまして、印刷費も含めると約30万円以上、それからメジャー新聞にモノクロで、例えば3段使って広告を出しますと37万円以上かかるということでございます。これに比べまして、雑誌オーナー制度につきましては、年間4,000円から4万円程度で広告が出せるということでございます。それから、メリットの2つ目といたしましては、地域の一員として図書館をサポートしているという自負、それから社会貢献に寄与しているという社会的信用性の向上があるのではなかろうかというふうに考えておりまして、そのあたりを前面に出しましてオーナーの募集に当たりたいというふうに考えております。図書館のメリットといたしましては、雑誌のコーナーの充実、それから利用者のサービスの向上、そして財源の確保が図れるということだというふうに考えております。

2番目、経過と予定でございますけれども、これまでに市の広告審査会、そして庁議で説明をさせていただきまして、本日この建設市民委員会で御説明をさせていただきまして、1月から募集を始めます。4月から開始をするというスケジュールで臨んでいきたいというふうに考えております。

3番目のオーナー名と広告の表示でございますけれども、先ほど、ここにサンプルをちょっとお見せしましたけれども、ここにオーナーの名前、こちらにもオーナーの名前を載せさせていただきます。本の本体がありまして、最後のページにもう1枚つけております。例えばこれですと、荒川豊蔵資料館のチラシを入れておりますが、こんな感じで広告も出していただけるということを考えております。

それから、他市の状況でございますけれども、県内各市の状況を一覧表にしております。まだ4館でございますけれども、見ていただきますと状況的には岐阜県の図書館が4誌、それから各務原市の図書館が31誌、岐南町の図書館が9誌、土岐市が1誌とちょっと少ないなあというふうに考えておりますけれども、私どもは1件でも多くオーナーになっていただけますように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、皆さんからの情報提供とかPRといったバックアップもお願いしたいというふうに考えております。とりわけ各務原市が非常に31誌ということで多いわけですが、各務原市につきましては、調べましたところ、大学が2つありまして、そこが20誌ほど大口で協力をしていただいておりますから、非常に多いということでございます。ぜひ私どももこういった大口のオーナーを見つ

けたいというふうを考えていますので、情報をいただきますようによろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） それでは、発言……。

○委員（亀谷 光君） その告知の仕方というか、各務原はああいう形であれなんですけど、可児市としてはその告知の仕方はどんなふう考えておるんですか。

○図書館長（神戸洋二君） もちろん、これまでどおり広報、それからホームページというふう考えておりますけれども、私、職員に営業に回れというふうに言っております、1月から営業に回りたいというふうに考えています。

○委員（亀谷 光君） 当然、事業者が対象だと思いますが、商工会議所なんかはいろんな、そういったリストがたくさんあるもんですから、それだけじゃなく、もう少しまた商工会議所の中にそういうことを言ってもらえば、非常にそういうメディアが結構、商工会議所とか事業者が利用して地域の再生ということがあるので、商工会議所をちょっと使っていただくといいかと思います。以上です。

○委員（富田牧子君） 私もこれについては図書館に行ったときに、すごくこれが役立っているというところと、余りそう一生懸命やらないというところがあったんです。なぜかというところ、これで雑誌を購入してもらっても、そのお金が行政のほうに行ってしまうと図書館の費用にはならないと、図書館の財源にならないので、余り熱心にやらないというところがありました。日進市は200誌であったら、100誌以上あるんですね、オーナーが。それで、やっぱりこれはすごく財源になるので頑張っているというふうなことをお聞きしましたので、私もこれがきちっと本当に図書館の財源になって、図書館の充実につながるんなら、ぜひ一生懸命やっていただいて、それは営業もしないと絶対にふえないというふうに思います。ただ広報でありますよと言ったってだめですから、実際こういうふうな大変な宣伝になって、しかも図書館も得するというふうでやっていただきたいというふうに思います。

○図書館長（神戸洋二君） ぜひ皆様に御協力いただきたいとお願いしたのは、そういった部分もでございます。特に日進市の話が出ましたので、日進市につきましても、実は大きな住宅メーカーがあるわけですが、そこがそれこそ大口のオーナーになっていただいているということを知っております。100誌全部かどうかちょっとわからないですけども、そういったことの情報をいただいております。以上です。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言はよろしいですか。

ちょっと私からお話をさせてもらいますが、購入代金をオーナーが直接販売店へ支払いとありますが、ちょっとオーナーになった方に煩わしさを与えてしまうというか、リストがあるので図書館に直接振り込んでいただいて、図書館が直接買えばいい話じゃないかなと思うんですが。

○図書館長（神戸洋二君） 済みません。先ほど富田委員がおっしゃったように、図書館へ入れていただきますと市の収入ということで上げることになりまして、私どもの雑誌の購入代金が直接ふえるということがないもんですから、オーナーに買っていただいた図書がふえて

いくと。で、こちらの私どもの予算は予算で確保して雑誌の数をふやしていくというふうで、市民の皆さんの利用を増進していきたいというふうを考えております。以上でございます。

○委員（伊藤英生君） これは、寄贈期間が決定した日の属する月またはその月の翌月からということで、オーナーなり個人の方がリストを見て自分で購入して、読んでから翌月ぐらいに持って寄贈すると、そういうパターンを想定しているわけですかね。

○図書館長（神戸洋二君） 人気本等の小説等につきましては、例えば御自分で読まれてから寄贈をしていただくというふうでお願いはしておりますけれども、雑誌につきましては、やはり最新号というのが一番大事なものですから、最新号ということで直接書店から搬入をしていただきたいというふうを考えております。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

ほかに御発言は。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、次に移らせていただきます。

報告事項 8. 市民課業務の民間委託についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○市民部長（片桐厚司君） この報告事項につきまして、私から少しだけ説明をさせていただきます。

今年度、民間活力の導入による事務事業の見直しについてということで、全庁的に市の総合政策課のほうを中心となって事務を進めてきております。民間にできることは民間にという基本姿勢を持って、全ての事務事業の執行体制を継続的に見直して、可能なものから順次導入するという考え方から今年度進めて来まして、市として来年度に向けて、市民課業務の民間委託について準備をしていくという、そういった方針が出されましたので、ここでの説明となっております。

詳細について、市民課長から説明をさせます。よろしくお願いたします。

○市民課長（豊吉常晃君） 資料の 9 番をお願いしたいと思います。

1 ページ目でございますけれども、市民課業務の民間委託、平成26年度に窓口業務の一部を委託したいという考えを持っておるところでございますが、1 ページにつきましては、市民課窓口業務の法的な根拠を少し説明させていただいておるところでございます。民間に委託が可能な業務ということで 9 項目上げさせていただいたところでございますが、これらにつきましては、それぞれ内閣府、法務省、総務省、外務省等からその範囲について示されているところございまして、留意事項としまして 3 点上げてあるわけでございます。

1 点目につきましては、それぞれ法律でございます。戸籍法、旅券法、住民基本台帳法とそれぞれありますけれども、交付・不交付の決定及び届け出内容等に関する審査、原簿の管理等は、市町村職員がみずから責任を持って実施すべきであるということで、最終的な判断は市のほうにあるということでございます。

2 点目でございますが、民間事業者が実施する場所に市職員が常駐し、ということで、市



町村の適切な管理のもとであればということで実施可能なことが示されているということで、そのような体制をとることとなっておりますのでございます。

3点目でございますが、個人情報の保護について十分な対策をとるというような項目が上げてあるところでございます。このような背景のもとで、2ページのほうに移って説明をさせていただきたいと思いますが、現在、来年度に向けまして、当初予算にそのように委託業務ということで要求をさせていただいておる内容について説明をさせていただきたいと思っております。現在、市民課におきましては3係ございますけれども、窓口係の業務の民間委託ということを現在想定しておりますのでございます。

内容につきましては、住民票の写し、戸籍謄抄本の交付に関する業務、また印鑑登録・廃止、それから旅券、パスポートでございますが、その交付に関する業務、それからフロアサービス、案内業務でございますが、また日々の集計、こういったことにつきまして業務を委託してはどうかということでございますが、イメージとしますと、現在窓口業務に11名の期間業務職員が従事しているわけでございますが、フルタイムの方も見れば週3日という方も見えるわけでございますが、その方々が今交付また申請に携わってみえる業務につきまして、一部委託をするというイメージでございます。

2目でございますが、先ほど言いました住民登録の異動、また戸籍の届け出、そういった分野につきましては委託可能な分野ということで示されてあるわけでございますが、実際のところは、一連の業務として審査、また交付・不交付の決定等が関連してきますので、その分野につきましては、現在のように正職員が携わっていくというようなイメージを持っておりますのでございます。

3目でございますが、委託体系につきましては、交付決定及び届け出内容の審査は市職員が行う。また、業務は市の適切な管理のもとに行うということで、実際、今の市民課の事務所の中で、市職員とまた委託業者ということで区分けをした上で、適切な管理のもとで執行していくというようなイメージでございます。

続きまして委託期間でございますが、3年間ということで現在想定しておりますのは、来年度の7月から3年後の6月までということで長期継続契約を結びたいという思いでございます。この7月からというものの想定につきましては、3月、4月につきましては、例年住民異動が多数ございますので、そういった繁忙期を避けて7月から移行したほうがよりスムーズな移行になるのではないかとということで想定しておりますのでございます。ということで、委託期間につきましては、初年度の来年度につきましては9カ月間ということで積算しておりますのでございます。

続きまして3ページでございますけれども、指針の視点での評価ということで、先ほど部長のほうからも話がございました市全体でアウトソーシングということで業務を見直すということがございまして、総合政策課との協議を経ましてこういったまとめをさせていただいたところでございます。

真ん中の表でございますけれども、①ということで、より創造的な業務に取り組む環境の

創出と、そういう点につきましては、現在、期間業務職員の労務管理、または指導、問い合わせ等の対応ということで正職員が当たっていますもんですから、そういった人事管理も含めまして、そこら辺は事務の軽減が図れるものということで評価に○がつけてございます。

続きまして②でございますが、コストの削減につきましては、また後から詳しく説明をさせていただきますが、現在の期間業務職員の人件費に対しまして委託費のほうが上回るということは見込まれておりますので、残念ながら経費の縮減は見込めないというようなことでございます。

③地域経済の活性化という点でございますが、現在市内には業務可能な事業者は見当たらないということでございまして、市外事業者になるのではないかというふうな想定をしております。これにつきましては、単なる人の派遣ではなく、法体系の専門的知識とか、また法改正の対応、社員教育、それからクレーム対応、そういったものも含めまして業務の運営能力が必要となってまいりますものですから、他市におきまして、そういった実績を持ってみえるしっかりした事業者を選定する必要があるかなというふうに思っております。

それから、表のその他という欄でございますけれども、こちらのほうが、かなり私らも大きくなるポイントかと思っておりますが、現在、期間業務職員というのは3年という期限をもって契約終了ということになりまして、今回につきましても11名の期間業務職員の中で、この3月で任期満了になる方が5名見えます。通常ですと、また年明けに新たに募集をかけ、また4月1日からの採用となるわけでございますけれども、4月1日からというふうになりますと正職員の異動も伴いまして、また先ほど言いましたように、かなり窓口が混雑するという時期に、そういった入れかえということになりますと、これまでも大変な混雑ということで市民の皆様大変御迷惑をかけていたというようなことでございますので、こういった面でレベルの低下を招かず、年間を通してスムーズな対応をしていただけると、こういったところが大きなポイントかというふうに思っております。

続きまして、長期に勤める委託職員が存在することということでございますが、窓口での問い合わせに適切に対応できる専門的な経験を積んだ人材を、より長期的に確保できるというようなメリットもあると思っております。

現在、私のほうで仮でございますけれども、想定しておりますのが、今先ほど言いました5人の委託職員の方ですけれども、7月からの委託ということを想定しますと、その方ももちろん皆様の御都合もありますが、4月、5月、6月と、もしできましたら契約を延長していただいて、そのままのメンバーで7月の移行まで進めれば、次回の3月、4月の繁忙期も乗り切れるのではないかなというふうに思っておりますし、またその間に委託事業者が決まりましたら、そちらのほうと交渉し、うちからも後押しをして、そちらのほうに移籍していただいた上で、また従事していただく可能性もあるかなというふうに思うところでございます。また、委託事業者のほうにも即戦力として迎え入れるというメリットも考えられるということで、7月を想定したところでございます。

3番目でございますが、繁忙期にも柔軟な職員の増員が可能ということで、先ほど言いました3月、4月の繁忙期、また週によりますと、月曜日に特に証明等で窓口が混むというような傾向もございますので、そういったところに民間事業者としての職員配置を適正にやっただけであれば、より市民サービスを向上させることができるのではないかと、そういうような思いでおるところでございます。

続きまして、一番裏の4ページのほうに、人員と費用の比較ということで上げさせていただいたところがございます。一番上につきましては、人員態勢の比較ということで、来年度、初年度につきまして、平成26年の7月から年度末の3月までの9カ月を上げさせていただきました。現状につきましては、私課長以下、現在正職員が3係で12名、また期間業務職員は12名おるわけですが、先ほど言いましたように、戸籍係につきましては委託業務から外すということで、今回についてはその下の2係の11名が委託の後につきましては減少していくというようなことを想定しまして、正職員の事務負担軽減分につきましては430円と上げさせていただきましたが、先ほどの労務管理、また人員が交代すれば特に職員の時間外勤務等がふえている傾向がありますが、そういった削減にもつながっているからということで上げさせていただいております。また、期間業務職員11名につきましても、9カ月分ということで1,235万8,000円ということで賃金が減少するという見込みでございます。それに対しまして、今の想定では委託費が2,465万5,000円ということで、今積算をしておるところでございますが、こういったことでふえてくるということでございますので、そちらを合計しますと、来年度と全体で799万7,000円ということで経費の縮減に当たらず、増額ということになるわけでございますが、先ほど申しましたように、市民サービスの維持、安定的な運営ということでいきますと、ぜひとも実現していきたいというふうな思いでございます。

続きまして、下の真ん中の表でございますが、こちらにつきましては2年目ということで平成27年度、1年間で想定をさせていただきました。平成27年度につきましては、職員のほうも審査とかの分野もありますので、12名ということで減員にはならないということで想定はしておりますが、係を2係に態勢を組みまして、係長から一般職への転換ということで一番上にあります300万円、また先ほど言いましたような事務負担軽減分ということで570万円、さらに期間業務職員11名分の賃金ということで1,800万円ということで減額になった上で、委託については3,300万円ということで見込みまして、年間では増額分が630万円ということで見込んでおるところでございます。

一番下につきましては、参考でございますけれども、臨時職員でこれまで窓口業務に携わってきたということでございますけれども、正職員が実際に今までやってきたという仮定でいくとすると、正職員から委託化に向けてということになると、一番下にあるように委託費による増額はマイナスの770万円ということで、経費縮減は見込まれたという仮定の数字だけ上げさせていただいたところでございます。

あと、参考まででございますけれども、民間委託の窓口業務ということで、実際にやってみるところは県内では各務原市、また中津川市、そして愛知県では小牧市、春日井市とい

うことで聞いておりますし、平成26年度からは、さらに知多市、半田市、瀬戸市で導入される見込みということで、私どものほうは聞いておるところでございます。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 本当に私は、聞いてびっくりという感じがしたんですけど、読んでもびっくりしましたが聞いてもびっくりしました。

まず、1点目の疑問は、これまでいろいろ偽装請負が問題になっておりましたけれど、結局のところ市町村の職員が責任を持ってやるという部分があるということになれば、本当に民間に委託したときに、そういう偽装請負とかそういうことにはならないのかどうか、教えてください、まず。

○市民課長（豊吉常晃君） こちらにつきましては、他市のところにも先進的に見学に行きましたけれども、偽装請負にならないようにしっかりした区分をしながら社員の教育、またそちらの運営等は請負という形での契約でしっかりしている事例もございますので、そういった事例をもとに、適切な管理のもとで運営してまいりたいというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） そうすると、それらの市のところでは全く場所を分けてきちっとやっておられるということですか。偽装請負にならないように、接触できないようにしているということですか。

○市民課長（豊吉常晃君） 接触できないという部分ではなく、先ほど申しましたように、市の職員が最終的な審査とかは携わらなければならないというところがございますので、窓口には民間の事業者の方が受け付けをして、チェックをして、確認もするんですが、その後で市の職員が確認といいますか、審査をして業務を行うというその区分は明確にしてあるということでございます。

○委員（富田牧子君） 先ほど、市内には業者がないとおっしゃって、一体どういうところにどういう業者がいて、こういう請負というか、委託をされているんでしょうか。どこに業者がおりますか。

○市民課長（豊吉常晃君） 先ほど、上げさせていただきました他市の事例によりますと、選定につきましては、指名競争入札をもって選定されている部分のところもございますけれども、そういったところにつきまして、実績を設けていろいろしっかりした労務管理のもとで請け負ってみえるということを聞いておりますので、そういったところを参考にすると、なかなか市内では現在のところ難しいという思いでございます。

○委員（富田牧子君） 具体的には、どういう名前の会社でしょうか。そういう請け負っているのは。

○市民課長（豊吉常晃君） 手元には、春日井市と各務原市と中津川市とありますけれども、春日井市のほうと中津川市についてはテンプスタッフ・ピープル株式会社小牧オフィスというのが請け負ってみえるというようなことを聞いております。

また、各務原市につきましては、株式会社トライフィットという会社のほうで請け負って

みえるということは聞いてございます。

○委員（富田牧子君） テンプスタッフとなれば、結局大手の派遣業者ですよね。それで、市内にも業者がない、そしてコストも削減できない、ここで雇われる人たちは今よりもっと直接、今までは3年とかそういうことでしたけど、直接雇用をされていたのに、今度はその会社の中のどういう形にするか、それは会社によってわかりませんが、さらにもっと給料が下がって働かされるということですよ。こういうことを本当にその労働をつかさどる部署の人たちがこういうことをよしとするのか、私はちょっとそこら辺について聞いてみたいと思うんですけど。

随分前ですけど、市場化テストがすごい問題になりました。そのときに私は山田前市長にお伺いしたときに、今とそのときは状況が違うと言われればそれまでですけど、そういうことはやりませんというふうに言われたんですね、そのとき。それでは、可児市ではこういう形にならなくて安心だというふうに思ったことがあったんですけど、今こういうものが出てきて、まさにこの市場化テストと同じようなことで、労働者にとっては本当に賃金の切り下げになるようなことになる、こういうことでもうけるのはこういう人材派遣業者だけですよ、テンプスタッフとかトライフィットというのは聞いたことがないのでよくわかりませんが、そういう業者に業務を委託して、今まで可児市の中で3年とはいえ、本当に直接雇用をしていた人たちをそういうところに追いやるといふことについては何とも思わないですか。

○市民課長（豊吉常晃君） 現在は、春日井市のほうで携わってみえるお話も聞きましたけれども、直接の臨時職員から賃金が下がっているという状況は、私のほうは確認していません。逆に、経験を積んでいくと昇給してやりがいがあって、より長期的に働いてみえるという方の印象も聞いておりますので、現在臨時職員でやってみえる方にとっても、私はそういう人それぞれの形ではありますが、長期で継続的に携わっていただくメリットもあるかなというふうに考えておるところでございます。

○委員（富田牧子君） もう1つお伺いするのは、いつも可児市の職員定数が決まっているわけですけど、絶対に定数に達していない、欠員であるという状況がこの間ずっと来たわけですよ、そういうことはきちっとやらないで、こんなことばかり一生懸命やってどうするんでしょうかというふうに思うんですけど、その定数については、今どうですか。きちっと補充をして、職員定数は満たされているんでしょうか。

○市民部長（片桐厚司君） 済みません、職員定数について私どもは所管でないものですから、的確にお答えすることができませんので、よろしく願いいたします。

それから、今いろいろ御意見いただいておりますけれども、現状でも非常に期間業務職員11名ということで、従来でいくと、先ほど言いましたように、基本1年ごとの契約で3年間で最大ということで、契約が切れてしまうという部分の中では、やはり今の状態そのものも非常に大きな問題があるというふうに私は考えております。ただ、先ほど課長が言いましたように、今働いてみえる方が、次、まだ委託先は決まっておりますけれども、今より条件が悪ければ多分行かれないと思いますし、ほかからそのあたりも情報をきちっと確認するよ

うにという指示の中で、直接雇用よりも新しい会社へ移られて、待遇もよくなって、今喜んで働いてみえるというような情報を聞く中では、今以上に市民サービスにつながるのではないかと、今の問題が解決できるのではないかという、そんな考え方を現在のところ持って、市の決定に基づいて今こういった形で動いていきたいというふうには考えておるところでございます。以上です。

○委員（川合敏己君） ちょっと教えてください。

今の期間業務職員の方、この方はやっぱり市内の方が多いんでしょうか。

○市民課長（豊吉常晃君） 戸籍の係も入れて12名、実際に今見えますが、3人の方が市外から見えますが、あとは市内の方だと認識しております。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

派遣会社になりますと、やっぱり即戦力を求めて、市内にそういう方がいらっしゃらなければほとんど市外から人を集めてきてという形になると思います。そういう点で、なるだけ市内の方に就労の機会があればいいなというふうには私は思います。

もう1つ、現行の方がそのまま契約を委譲されて、その新規の会社で契約という形になった場合に、そのときは多分料金の設定は現行どおりになる可能性はあるんですけども、ただ比較的行政の料金というのは低いですから、必ずそういったものというのは、次回の契約の更新を彼女たちと個別にしたときに、下がっていく可能性もやっぱりあるんです。そうしないと職が奪われてしまうということで、そういった本当の実態を踏まえた形で、よくよくちょっと研究された上で実施されたほうが、私は労働者に対してはこの行政で派遣を、いわゆる先ほど富田委員がおっしゃったように、大手であっても派遣会社から導入された場合は、必ずそのしわ寄せというのは労働者側に行くという実態があるということだけはよくよくわかった上でもう少し研究されたほうがいいような気がいたします。意見です。

○委員（佐伯哲也君） 今のお2人の意見にちょっとかぶってくるかもしれませんが、資料の中の、例えば3ページのところで、上段のところから、その効果として3点を上げているということで、1、2、3とありますけれども、この中の物理的に一番メリットがある2番と3番が全く×であるという点、1番、その他に若干○がついているようなことがあります、1番だとかその他の内容というのは、職員の方の努力次第で何とでもなるような内容だと思うんですね。ですから、改善は幾らでもできると思うんです。その辺のところ、なぜ今回こういう方向に、今の3番の地域の活性化云々というところを考えると、先ほど近隣市のところで導入しているところ、各務原だとか小牧、中津川というのは確かに大手の企業かもしれませんが、その地域内に企業があるということが導入されているように、今話を聞いておるとそんな気がしたんですが、それから可児市にしてみれば2番、3番は全くメリットがない中で導入に踏み切るメリッ的なものというのはどういうものがあるんでしょうか。

○市民課長（豊吉常晃君） 先ほど申し上げました、一途に住民サービスを、窓口業務を安定的に運営していきたいという思いでございます、待ち時間のこととか、いろいろ問い合わせへの適切な受け答え、そういうような面も、やはり期間業務職員が3年に1度、せっかく

のいい人材があっても変えていかざるを得ないという現状、また正職員を増員するというような状況ではないという状況から、そういった窓口業務をスムーズにしたいということでこういった導入を考えておるといってございまして、中津川市は、先ほど言いました事業者の方は地元ではないということでございますが。

○委員（佐伯哲也君） 3年間でとありますけれども、委託業務にしても契約期間は3年間で同じ問題が3年後には起こるわけですね。住民サービス云々、その待ち時間云々というところも市の職員が管理する段階でちゃんと指導していけば済むと思いますから、皆さんの指導することではないんですか、その辺の内容は。委託業務にすれば責任をそこになすりつけるからできるということですか。プロに任せるからいいんですか、何がそんなに変わってくるという理由がよくわかりませんが。

○市民課長（豊吉常晃君） 期間業務職員というのは、やはり補助的な正職員の単純な受け答えという補助的な業務の範囲だと認識しておりますけれども、やはり窓口で請求を受ける、また問い合わせに行く市民の側からすると、そういうことでは済まないことが実際の窓口であるものですから、やはり経験を積んだしっかりした受け答えができる方に、期間業務職員の方であっても携わっていただきたいというのが窓口の安定的な業務かと思えますものから、そういったことを踏まえたと、民間のそういったしっかりした管理体制のもとで長期的なノウハウを持った事業者の方が携わってもらえれば、よりスムーズな運営がいくというふうな思いでございます。

○委員（佐伯哲也君） 話、堂々めぐりになるのでこれで結構ですけれども、毎回毎回話が出てくるのは、これから行政の財政というのは本当に厳しいところになってきますんで、サービスを求めるために今の話、その経費が上がってくるのがいいものかどうかというのは非常に疑問ではありますが、もう一度そのところを、メリッ的なものをよく考査していただいて、検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○市民部長（片桐厚司君） 最後に、本当に私どもの思いは、やっぱり3年間で個人情報に本当にたくさんある市民課の窓口、実際にはよそで、やはりいろんな形で情報が漏れて問題になって、市民の方に御迷惑をかけた事例も新聞紙上で出たこともございまして、本当に個人情報の漏えい、個人情報の保護という部分については非常にDVも含めて窓口へいろんな形で見えますので、ふなれな職員よりもやはりきちっとした経験を積んだ職員がやっぱり窓口におることが本当は望ましいわけですが、残念ながら、やはり私どもも期間業務職員が窓口に立つような形で経費削減というのも含めて11名、ないしは戸籍も入ると12名になってきています。そういう中でやはり3年ごとにやめてもらって、新しい人を入れて、個人情報の問題から窓口の問題から市民の対応のノウハウまで教えながら、本当によやく3年間で、これで手放しでいけるなあというような時期に交代するというのは、非常に今の体制そのものが非常に問題かと思っておりますし、それからもう1つは、経費の問題でございますけれども、実はこれ、3年目というのは書いていないんです。実はここで書くとお約束になるというのは私どもの危機感もございまして、実際2年やって3年目に職員が1人減らせればメリ

ットが出てきますので、そこは本当は書きたかったんですが、とりあえずのところ約束になるといかなんでもですから書いてなくて、ここは私どもの個々の努力目標という形でこの体制をとらせていただければ、経費削減も目指していけるという内容に考えておるところでございまして、今いろんな御意見いただいた部分を十分配慮しながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（澤野 伸君） 他に御発言は、よろしいですか。

1点、ちょっと私のほうからですが、これは今、本庁の窓口業務なんですけれども、いわゆる連絡所等々の期間業務職員についても、これ拡大の可能性があるということですかね。

○市民部長（片桐厚司君） これにつきましては、今の御発言につきましては、私どもでは詳細はちょっとわかりませんが、今後とも企画経済部の総合政策課のほうで今年度、全庁的な事務の洗い直しをしながら、今お話しいただいたものも検討の中に入っているというふうに私どもとしては感じておりますので、今後の検討課題になっておるといふうには思います。

○委員長（澤野 伸君） いつごろ、まだそういうのは出てこないんですかね。

○市民部長（片桐厚司君） 私どもがわかるのは、来年度市民課の窓口業務をこういった形で進めようという方針が出されたということ以外にはわかりません。済みません。

○委員長（澤野 伸君） ちょっと所管外なんであれなんですけど、情報があればと思ひまして、済みません。

ほかに御発言、よろしいですかね。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、報告事項9. 消費税引き上げに伴う可児駅自転車駐車場の利用料金改定（案）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○建設部長（西山博文君） 一番最後の資料ナンバー10のほうを準備お願いします。

現在、可児駅につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営をいただいております。この中で、今回消費税の引き上げに伴いまして、料金を改定するということが出てきております。

お手元の資料の中で、可児駅につきましては東と西で建物がございまして、東につきましては表側でございまして、完全にクローズな中の建物、それから西につきましては屋根があるというオープンな形のもので、料金が少し違っております。そして利用区分が今自転車と原動機付自転車を預かるということで、一時利用、それから定期利用では3つのメニューからということとなっております。

まず、一時利用の中の1つを見ていただきますと、例えば東でございまして、100円ということでこれ10円未満は端数は切り捨てしていくということですので、自転車につきましては、今回8%に上がっても左手にあります現行、それから消費税8%、ちなみに10%のは今後上がるという話もございまして参考に記載しておるといふことで、黒枠のほうを見ていただきたいと思いますが、100円から100円ということで変わりはございません。それから、原動



機付自転車につきましても8%の段階では変わらないということであり、それから定期利用につきましても、自転車の場合1カ月の場合でしたら現在2,000円というものが50円上がるという、3カ月の場合ですと160円、6カ月ですと300円というような、段階的に消費税が引き上げに伴って上がるということになっております。西につきまして、オープンな形です、料金が少し定期利用の場合なんかは安くなってはおりますが、こういう形で上がるということで提案が出てきておりますので、よろしくお願ひいたしたい。以上でございます。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

それでは、御意見を受けたと思いますが、質疑のほうはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

発言もございませんようですので、一旦ここで暫時休憩をとらせていただきます。

協議事項のほうに移らせていただきますが、報告事項等々今担当課のほうでしていただきましたが、これ以降の協議事項に関しましては、関連する部課長等々に残っていただけるようお願いをしておりますので、そのほかの皆さんは御退席していただいて結構でございます。本日はどうもありがとうございました。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時56分

○委員長（澤野 伸君） これより会議を再開します。

協議事項1. 空き家の適正管理に関する条例についてを議題といたします。

協議内容についてですけれども、可児市空き家等の適正管理に関する条例の施行に向けた委員会としての取り組みについて、どのように進めていったらよいかを協議させていただきます。御意見の中で、今後当委員会としてこの条例に対する方向をちょっとお示しいただければと思いますが、どなたかちょっと御発言いただければと思います。

○副委員長（野呂和久君） 委員会としても、3地域を視察させていただきました。その中でいろいろ学ぶところもありましたし、今議会の改革ということで積極的に委員会としても条例の提案、提出をしていけるように頑張っていきたいと思っております。また、やっぱり今、空き地については、条例で命令や勧告等ということが出来る体制にはなっておりますけれども、空き家についてはそうした条例がないということで、これから喫緊の課題になってくると思っておりますので、ぜひこれは条例を委員会ですっかりと議論をしていきたいと思っておりますので、ぜひこれは進めていきたいと思っております。

○委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

委員の皆さんの御意見も含めながら、今後こういった形で条例の制定に向けて中身をよく協議して、最終判断は当委員会、最終的にまた結論をつければよいと思うんですが、一応の条例制定に向けてということで方向を一にしたいと思っておりますが、これでよろしかったでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

ではそういうことで取りまとめをさせていただきました。

特に、ほかに御発言、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで建設市民委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。執行部の皆さん、どうもありがとうございました。

閉会 午前11時59分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月13日

可児市建設市民委員会委員長